

環境にやさしい農業拡大推進事業実施要領

環境にやさしい農業拡大推進事業については、環境にやさしい農業拡大推進事業補助金交付要綱（平成29年4月1日付け28農支第4058号、以下「交付要綱」という。）、福島県補助金等の交付に関する規則（昭和45年福島県規則第107号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところにより適正な実施を図る。

第1 事業の目的

本県では東日本大震災以降、放射性物質の吸収抑制対策や農産物の検査体制の構築に取り組み安全な農産物の供給に努めてきた。しかしながら、他県産農産物に比べ価格や市場競争力は低下したままであり、依然として本県に対する風評は解消されていない。

また、近年、農産物の消費量の減少から産地間競争が激化する中、有機栽培等の安全・安心を基調とした消費者へのイメージ戦略は、他産地との差別化による販売戦略として重要性が高まっている。

このような状況において、本県産有機農産物等の消費者への供給により震災からの復興をアピールするとともに、イメージアップを図ることで、風評払拭を効果的に進めることを目的とする。

第2 事業の内容等

本事業の内容、事業実施主体、補助率、補助対象及び採択要件は、別表1のとおりとする。

第3 補助

県は、予算の範囲内において、交付要綱の定めるところにより、事業実施主体の長に対し補助する。

第4 事業実施計画の審査及び承認等

- 1 事業実施主体の長は、あらかじめ交付要綱第3条の知事が別に定める事業実施計画書を様式2のとおり作成し、事業実施計画承認申請書（様式1）と共に農林事務所長（県域団体の場合は農林水産部長：以下「所長等」という。）に提出し、所長等の審査を受ける。
- 2 所長等が事業実施計画を審査し適当と認めた後に、所長等は事業実施主体の長に対し承認を行う。なお、農林事務所長は承認を行う前にあらかじめ農林水産部長に協議する。また、審査は、別表2に基づき行う。
- 3 事業実施主体の長は、前項の承認を得た後に、交付要綱第5条または第8条に定める申請をすることができる。

第5 事業計画の変更・中止又は廃止

- 1 事業実施主体の長は、事業実施計画の承認を受けた後に、当該計画について交付要綱の別表に定める重要な変更、中止又は廃止をしようとする場合、あらかじめ変更承認申請書（様式3）を所長等へ提出し変更承認を受ける。手続きは上記第4の1及び2に準じる。
- 2 所長等は、審査の結果適当と認められるときは、事業実施主体に対し事業実施計画の変更承認を行う。

第6 成果確認検査

事業の検査確認に当たっては、農林水産部所管の補助事業等に係る検査事務取扱要領に準じて行う。

第7 実施状況報告

- 1 事業実施主体は、実施状況報告書（様式4）を作成し、翌年度の5月末日までに所長等に報告する。
- 2 事業実施主体は、事業実施計画書の目標年度において実施状況報告書（様式4）を作成し、翌年度の5月末日までに所長等に報告する。
- 3 農林事務所長は、上記第7の1及び2で提出があった書類の写しを6月末日までに農林水産部長に提出する。

第8 調査への協力

事業実施主体は、目標達成に向け、必要に応じ、県が実施する実施状況調査等に協力するものとする。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月16日から施行する。

別表1 (実施要領第2 関係)

メニュー	事業実施主体	補助率	補助対象 説明	採択要件
有機JAS認証等拡大推進事業	農業者、農業者の組織する団体、農業を営む生産農業法人（ただし別記による）	新規取得の場合は3/4以内 継続の場合は1/2以内	有機JAS認証取得（新規・継続）に必要な費用の一部（ただし別記による。また、同一の事業実施主体が支援を受けられるのは4カ年までとする。）	事業年度内に認証取得に必要な費用を認証機関へ支払ったことが確認できること
	民間団体、農業協同組合、農業者の組織する団体(ただし別記による)	(1) 1/2以内 ただし200万円を上限とする (2) 定額 ただし、30万円を上限とする	有機JAS小分認証取得に必要な次の経費（ただし別記による） (1) 小分認証（新規）の取得に必要な施設の整備費用 (2) 小分認証（新規）取得費用	事業年度内に認証取得に必要な費用を認証機関へ支払ったことが確認できること

<p>有機農産物等の供給体制の整備</p>	<p>農業者の組織する団体等(ただし別記による)</p>	<p>1 / 2以内 ただし 1,000万円を上限とする</p>	<p>有機農産物等の生産・出荷体制の整備に必要な施設・機械の購入費、パイプハウス、予冷库等の施設にあつては、工事費、実施設計費及び工事雑費(ただし別記による)</p> <p>補助対象施設・機械は、以下のとおりとする。</p> <p>紙マルチ田植機、乗用高能率水田除草機、水田除草機、抑草機、レーザーレベラー、園芸用パイプハウス、予冷库、色彩選別機、野菜移植機、野菜収穫機、脱粒機、ウッドチップパー、自動水管理システム(自動水位計、自動給水装置)等の有機栽培の取組に必要なもの</p> <p>ただし、次に掲げる施設・機械等は除く。</p> <p>(1) 販売業者により設定されている希望小売価格又はこれが設定されていない場合は一般的な実勢価格が消費税を除いて50万円未満のもの</p> <p>(2) 利用者が既に利用している機器等と同一の種類施設・機械であつて、その更新と認められるもの。</p> <p>ただし、規模拡大により、機器等の能力または台数を拡充する場合を除く。</p>	<p>—</p>
-----------------------	------------------------------	--------------------------------------	---	----------

※有機農産物等とは、有機農業の推進に関する法律(平成18年法律第112号)第2条に定める有機農業で生産された農産物をいう

別表 2 (実施要領第 4 関係)

環境にやさしい農業拡大推進事業審査基準

審査の項目・審査基準			採点
事業実施計画の妥当性	有機 J A S 認証取得面積増加率 (目標年/現状) の水準の a 30.0%超 b 20.0%超~30.0%以下 c 10.0%超~20.0%以下 d 5.0%超~10.0%以下 e 5.0%以下	a 10 ポイント b 7 ポイント c 5 ポイント d 3 ポイント e 0 ポイント	
	事業の実施スケジュールは妥当であり、実現性はあるか a 妥当であり、実現性が高い b 概ね妥当であり、実現性が高い c 概ね妥当であるが、実現性は「b」よりやや劣る d 妥当ではなく、実現が困難である	a 5 ポイント b 3 ポイント c 2 ポイント d 不採択	
事業費の算定	効率的な事業費の算定がなされているか。 a 算定は妥当であり、効率的な事業が期待できる b 算定は概ね妥当であり、効率的な事業がある程度期待できる c 算定は概ね妥当であるが、効率性は、「b」よりやや劣る d 算定が妥当でなく、効率的な事業は期待できない	a 5 ポイント b 3 ポイント c 2 ポイント d 不採択	
事業実施体制の妥当性	事業を行う上で適正な事業実施体制となっているか。 a 適切な事業実施体制となっている b 概ね適切な事業実施体制となっている c 概ね適切な事業実施体制となっているレベルよりやや劣る d 適切な事業実施体制になっていない	a 5 ポイント b 3 ポイント c 2 ポイント d 不採択	
交付決定取消しの原因となる行為 (事業初年度を除く)	過去に交付決定の取消しとなる行為はないか。 a ない b ある 事業実施主体の構成員のうち、一部の者が該当する場合も同様とする。	a 0 ポイント b-10 ポイント	
		計 (満点 25 点)	

注 1 : これに基づき申請ごとに採点 (ポイント化) し、ポイントの合計値の高い順から補助金等交付候補者を決定する。

注 2 : 上記審査基準の不採択の項目に一つでも該当がある場合は、不採択とする。

注 3 : 同点の場合には、成果目標の達成に係る投資効果が高い順に優先順位付け。

別記（実施要領第2 別表1 関係）

環境にやさしい農業拡大推進事業実施要領の別に定める基準

本事業は、有機農産物等の供給拡大による福島県産農林産物の信頼向上を図るため、その費用を助成するものである。

については、本事業を効率的かつ効果的に執行する観点から、下記のとおり一定の基準を定める。

第1 事業実施主体の要件

事業実施主体は、小事業ごとに以下の全てを満たすこと。

1 有機JAS認証等拡大推進事業

(1) 有機JAS認証取得支援

ア 農業者、農業者の組織する団体、農業を営む生産農業法人

- ・認証取得対象作物の認証面積が10a以上の農業者等であること。
- ・県内に住所もしくは、事務所を置き、県内に認証申請を行うほ場を有すること。

(2) 有機JAS認証（小分）取得支援

ア 民間団体、農業協同組合、農業者の組織する団体

- ・本県産有機農産物等の取扱高200万円以上または県内有機農業者5名以上の有機農産物等を取り扱う県内の事業者であること。
- ・県内に事務所を置き、店舗を有すること。

2 有機農産物等の供給体制の整備

(1) 農業者の組織する団体等

農業者の組織する団体等は、以下のア、イ又はウのいずれかに該当し、併せて以下のエ及びオを同時に満たす団体等とする。

ア 現に有機JAS認証を取得している農業者、又は有機農業の推進に関する法律(平成18年法律第112号)第2条に定める有機農業に取り組んでいることを栽培履歴、資材証明書の写しをもって確認できる者で5年以内に有機JAS認証の取得意向がある農業者の、2戸以上で構成する組織であること。

イ 現に特別栽培農産物の認証を受けた生産に取り組んでいる農業者、又は特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づく表示を行っていることが確認できる農業者で、5年以内に有機JAS認証の取得意向がある農業者2戸以上で構成する組織であること。

ウ 知事が特に認める農業者（申請しようとする上記アの有機農業又はイの特別栽培農産物の認証を受けた生産に取り組む農業者等の営農する地域（大字単位）に同様の取り組みを行う他の農業者が存在しない等により組織化が困難な場合）であること。

エ 有機農産物等の栽培目標面積が1戸あたり10a以上の農業者等であること。

オ 県内に住所もしくは、事務所を置き、県内に認証申請を行うほ場を有すること。

第2 補助対象費用と上限額、補助率

1 有機JAS認証等拡大推進事業

(1) 有機JAS認証取得支援

ア 対象経費（有機JAS認証に要した認証手数料）

- ・基本料金、検査員人件費、検査員旅費、有機 J A S 認証講習会受講料等、登録認証機関に対して直接支払った経費（登録認証機関による認証に要した経費）に限る。

イ 対象外の経費

- ・登録認証機関への振込手数料、郵送料、申請書式集代等。
- ・認証不可の場合であって、不服申立て等により再審査を行ったとき及び認証申請を中止したとき。
- ・登録認証機関等が開催するセミナー等の受講料等。

(2) 有機 J A S 小分認証（新規）取得支援

ア 対象経費

- ・新規に登録認証機関への認証申請に係る費用及び認証取得に必要な施設の整備にかかる支援。

項目	補助率	上限額
農業者の有機 J A S 認証取得に要する経費（新規）	3 / 4 以内	—
農業者の有機 J A S 認証取得に要する経費（継続）	1 / 2 以内	—
有機 J A S 小分認証（新規）の取得に必要な施設の整備費用	1 / 2 以内	200 万円/事業実施主体
有機 J A S 小分認証（新規）取得費用	定額	30 万円/小分け認証の申請数

2 有機農産物等の供給体制の整備

(1) 有機農産物等の生産出荷に必要な施設・機械の導入

ア 対象となる施設・機械

対象となる施設・機械（以下「対象機器等」という。）は、実需者のニーズに応えるための品質維持のための簡易な予冷施設（冷凍機能を有するものを含む。）及び有機農産物等の供給量確保のための施設、農業機械、とし、当該施設・機械が有する生産性の向上、農産物の品質の向上等の効果の発現を通じて、成果目標の達成に寄与することが認められるものとする。導入機器に関しては、規模決定根拠を整理するとともに、特定の機種を選定を行う必要がある場合には、機種選定理由書により導入機器を設定し、機種決定根拠及び機種選定理由書を添付書類として提出すること。

(2) 対象機器等の利用条件

予冷施設にあつては、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

ア 2（1）に定める利用者が共同利用するものであること。

イ 年間を通じてほぼ安定的に利用できるような、有機農産物等の生産・出荷計画を有するものであること。

ウ 有機農産物等とその他農産物の利用に同時に供しないこと。

また、農業機械にあつては、2（1）の者が共同利用するものであつて、かつ、機械の能力に応じた利用面積が確保されているものとする。

(3) 留意事項

ア 事業の実施基準

(ア) 自力若しくは他の助成によって実施中の事業または既に完了した事業を本事業に切り替えて実施するものではないこととする。

(イ) 補助対象とする経費は、取組の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、取組の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

(ウ) 補助対象とする農業用機械、施設は、原則として、新品、新築または新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の農業用機械、施設及び資材の有効利用並びに経費の低減等の観点から、増築、改築、併設、修繕等、または古品古材の利用も認めるものとする。

この場合の古材古品については、新資材等との一体的な施行及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数(機械単体は2年以上)を有するものとする。

(エ) 導入する機械は、過剰な投資とならないよう、「福島県特定高性能農業機械導入計画」に記載のある機械であるときは、その利用下限面積をおおむね満たすものとする。ただし、地域の実情に照らして、福島県知事が特に必要と認める場合には、別に利用規模の下限面積を定めることができるものとする。

(オ) 園芸用パイプハウスは、基礎のない地中押し込み式で主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分がパイプにより造られている施設とし、補助対象事業費の上限費を4,600円/㎡(設置費含む)とする。また、ハウス附帯設備(かん水装置、内カーテン、環境制御機械・装置、補強等)は、園芸用パイプハウスと一体的に整備する場合のみ補助対象とする。なお、設置するハウスについては、「園芸用施設安全構造基準(暫定基準)」「園芸用鉄骨補助パイプハウス安全構造指針」又は「地中押し込み式パイプハウス安全構造指針」により、地域の立地条件に即した構造耐力を有するものとする。

(カ) 事業実施主体において、事業実施主体の自己負担分の資金が適正に確保されることが確実に見込まなければならない。

イ 導入した農業用機械、施設の管理運営等

(ア) 管理方法

事業実施主体は、農業用機械、施設の管理状況を明確にするため財産管理台帳を作成しなければならない。

(イ) 財産処分の手続き

a 事業実施主体は、導入した農業用機械、施設について処分制限期間内に、当該補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、補助金適正化法第22条に準じた財産処分として、「補助事業等により取得し、又は効果の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。(以下「承認通知」という。))の第3条に規定する財産処分承認申請書の様式に準じた様式により、知事の承認を受けなければならない。

b 取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれ

るときは、その全部又は一部を知事に納付させることがある。

c 災害の報告

事業実施主体が導入した農業用機械、施設が、処分制限期間内に天災その他の
の
災害により被害を受けたときには、直ちに、知事に報告しなければならない。

項目	補助率	上限額
施設・機械の導入	1 / 2 以内	1,000 万円/事業

様式 1 (実施要領第 4 関係)

番 号
年 月 日

福島県〇〇農林事務所長
(福島県農林水産部長)

事業実施主体 住所又は所在地
名称及び代表者名

環境にやさしい農業拡大推進事業

実施計画承認申請書

環境にやさしい農業拡大推進事業実施要領第 4 の 1 に基づき、下記のとおり
関係書類を添えて申請します。

記

1 事業実施計画書 様式 2 のとおり

2 本件責任者及び担当者

責任者氏名

担当者氏名

連絡先

(注) 関係書類として、事業実施計画書及び当該様式で指定された添付資料等を
添付する。

環境にやさしい農業拡大推進事業

- 事業実施計画書
- 事業実績報告書
- 実施状況報告書

事業実施年度： _____ 年度

事業実施主体名： _____

様式2

(JAS認証+供給体制整備)

第1 事業実施主体の概要

1 事業実施主体の構成等

事業実施主体名			設立年月日(※個人は不要)						
※個人は記入不要 (フリガナ) 代表者氏名									
事業実施主体が所在する住所	〒								
	電話番号			メールアドレス					
構成員人数	名		うち事業受益者		名				
本事業活用年度(活用実績のある年に○をつけること)	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12

2 事業実施主体の概要(年度)

区分	農用地面積(a)					作物分類ごとの作付面積(a)									農家戸数(戸)		
	面積(a)	水田	普通畑	樹園地	その他	計	水稻	麦類	いも類	野菜 (葉茎菜類)	野菜 (果菜類)	野菜 (根菜類)	果樹	茶等工芸作物		その他	計
(A)有機農業栽培																	
うち有機JAS認証																	
(B)特別栽培																	
(C)慣行栽培																	
合計 (A)+(B)+(C)																	

注1:農家戸数の欄は、本事業に実際に参加する農家の計を記入すること。

2:事業実施の前年度の記載とする。

3 現状と課題

現状(背景)と 課題(問題点等)	. . .
---------------------	-------------

注1:地域及び有機農業に関する状況や課題等を箇条書きとすること。

第2 事業の実施方針及び目標

1 事業目的

--

2 事業実施主体の取組方針

--

3 環境にやさしい農業の計画及び目標

(1)面積

区分	現状値① (年度)	事業実施年度 (年度)	(年度)	(年度)	(年度)	目標年度② (年度)	増減(a) ②-①	増減率(%) ②/①	備考(品目等)
栽培実施面積(a)									
事業実施主体全体のほ場									
特別栽培									
有機農業実施									
うち有機JAS認証ほ場									
①水田									
特別栽培									
有機農業実施									
うち有機JAS認証ほ場									
②普通畑									
特別栽培									
有機農業実施									
うち有機JAS認証ほ場									
③樹園地									
特別栽培									
有機農業実施									
うち有機JAS認証ほ場									
④その他									
うち有機農業実施									
うち有機JAS認証ほ場									

注1:ほ場面積については、本事業に実際に参加する農家の計を記入すること。

2:品目については、事業実施主体において、本事業を活用する農作物のうち上位5品目について備考に記入すること。ただし、品目ごとに整理した方が良い場合には、別に品目ごとに整理した資料を作成し、添付すること。

3:現状値は事業実施の前年度、目標年度は5年後とする。(面積又は生産量は目標年度は現状値より上回ること)

4:実施状況報告は、目標を上段()書き、下段に実績を記載すること。

(2) 農産物の生産量

区分	現状値① (年度)	事業実施年度 (年度)	(年度)	(年度)	(年度)	目標年度② (年度)	増減(ト) ②-①	増減率(%) ②/①	備考(品目等)
生産量(ト)									
事業実施主体全体									
特別栽培									
有機農業実施									
うち有機JAS認証									
①水田									
特別栽培									
有機農業実施									
うち有機JAS認証									
②普通畑									
特別栽培									
有機農業実施									
うち有機JAS認証									
③樹園地									
特別栽培									
有機農業実施									
うち有機JAS認証									
④その他									
うち有機農業実施									
うち有機JAS認証									

注1:生産量については、本事業に実際に参加する農家の計を記入すること。

2:品目については、事業実施主体において、本事業を活用する農作物のうち上位5品目について備考に記入すること。ただし、品目ごとに整理した方が良い場合には、別に品目ごとに整理した資料を作成し、添付すること。

3:現状値は事業実施の前年度、目標年度は5年後とする。(面積又は生産量は目標年度は現状値より上回ること)

4:実施状況報告は、目標を上段()書き、下段に実績を記載すること。

5:有機JAS認証のみ実施する場合は記載不要

第3 事業の実施内容

1 事業内容(年度)

(1)有機JAS認証等拡大推進事業

事項	実施内容	規格・内訳・積算等	実施時期	事業費(円)	備考
(1)有機JASの研修					
(2)認証の取得・継続					
(3)検査員等					
計					

注1: 別添様式(有機JAS認証等拡大推進事業に係る取組明細)を添付すること。

2: 必要に応じて、欄を追加する。

(2)有機農産物等の供給体制の整備

ア 農業用機械等の導入

No	機械等の種類・内容	仕様	品目、小分け量、件数等	実施時期	事業費(円)	備考
1						
2						
3						
計						

※事業費の欄には、本事業で対象とする補助対象経費及び補助対象経費に該当しないものがある場合には、それも含めた総額を記載する。

※備考欄には、必要に応じて事業費の主たる内訳、単価等を記載する。

イ 施設の整備等

No	機械等の種類・内容	仕様	品目、小分け量、件数等	実施時期	事業費(円)	備考
1						
2						
3						
計						

※事業費の欄には、本事業で対象とする補助対象経費及び補助対象経費に該当しないものがある場合には、それも含めた総額を記載する。

※備考欄には、必要に応じて事業費の主たる内訳、単価等を記載する。

ウ 生産計画及び目標

①生産計画(参考様式)

品目	時期別生産計画												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	

凡例：播種期○—○、育苗期 ~~~~、仮植期V—V、定植期△—△、収穫期////////

②機械施設利用計画(導入機械の規模等)

No	機械等の形式・規格等	台数	作業内容	作業状況(期間、日数、時間)		備考
				現状 (事業実施前年度)	目標 (○年度)	
1						
2						
3						

注1: 導入する機械等ごとに記載すること。

2: 実施状況報告は、目標を上段()書き、下段に実績を記載すること。

第4 事業計画総括表

1 事業の着手・完了年月日(予定)

着手年月日(予定) 年 月 日
 完了年月日(予定) 年 月 日

2 事業総括表(年度)

事業実施計画表

区分	事業費(円)	補助対象経費 (円)	負担区分(円)			補助率	備考
			補助金	自己負担	その他		
(1)有機JAS認証等拡大推進事業 有機JAS認証取得							
①新規認証						3/4以内	
②継続認証						1/2以内	
計							
(2)有機農産物等の供給体制 の整備							
ア 農業用機械等の導入						1/2以内	
イ 施設の整備等						1/2以内	
計							
合計							

※備考の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかではない場合には「含税額」とそれぞれ、記載するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄に(「除税額〇〇〇円」)を記入すること。

第5 添付資料

<申請時>

- 1 事業実施主体の組織及び運営についての規約(定款)等写し、構成員名簿の写し、直近の収支決算書または税務申告書類等の写し。ただし個人は除く。
- 2 「有機JAS認証等拡大推進事業」のうち継続認証の場合については、前回認定証の写し。
- 3 団体は事業実施を決議した会議等の議事録の写し
- 4 「有機農産物等の供給体制の整備」については、見積書(2社以上)。
- 5 「有機農産物等の供給体制の整備」において機械を整備する場合には、利用計画、利用規約(管理者、管理規定等が分かるもの)、規模決定根拠、仕様書、機種選定理由書、保管場所等。
- 6 「有機農産物等の供給体制の整備」において施設を整備する場合には、利用計画、利用規約(管理者、管理規定等が分かるもの)、規模決定根拠、位置図、平面図、構造図、設計書等。
- 7 その他、知事が必要と認める資料。

<実績報告時>

- 1 「有機JAS認証等拡大推進事業」については、対象費用の領収書等費用が確認できる資料、認定機関への認証申請書類一式の写し、認証書の写し(実績報告時点で認証書が発行されていない場合、発行後速やかに提出)。
- 2 「有機農産物等の供給体制の整備」については、出来高設計書、納品書、請求書、領収書等費用の根拠となる資料の写し。
- 3 その他、知事が必要と認める資料。

様式2

(JAS認証のうち小分のみ)

第1 事業実施主体の概要

1 事業実施主体の構成等

事業実施主体名			設立年月日(※個人は不要)		
※個人は記入不要 (フリガナ) 代表者氏名					
事業実施主体が所在する住所	〒				
	電話番号			メールアドレス	
構成員人数	名	うち事業受益者		名	

2 事業実施主体の概要(年度)

区分	
福島県産有機農産物の取扱量(ト)	
福島県産有機農産物の取引者数(者)	
福島県産有機農産物の取扱高(千円)	

注1:事業実施の前年度の記載とする。

3 現状と課題

現状(背景)と 課題(問題点等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・
---------------------	---

注1:地域及び有機農業に関する状況や課題等を箇条書きとすること。

第2 事業の実施方針及び目標

1 事業目的

--

2 事業実施主体の取組方針

--

3 環境にやさしい農業の計画及び目標

有機JAS認証等拡大推進事業(小分認証)

区分	現状値① (年度)	事業実施年度 (年度)	(年度)	(年度)	(年度)	目標年度② (年度)	増減 ②-①	増減率(%) ②/①
福島県産有機農産物の取扱量 (トン)								
福島県産有機農産物の取引農家 数(人)								
福島県産有機農産物の取扱高 (千円)								

注1:現状値は事業実施の前年度、目標年度は5年後とする。(取扱量又は取扱高は目標年度は現状値より上回ること)

2:品目ごとの取扱量、取扱高の計画を添付すること。

3:実施状況報告は、目標を上段()書き、下段に実績を記載すること。

第3 事業の実施内容

1 事業内容(年度)

(1)有機JAS認証等拡大推進事業

有機JAS小分認証取得

①小分認証

事項	実施内容	規格・内訳・積算等	実施時期	事業費(円)	備考
(1)有機JASの研修					
(2)認証の取得					
(3)検査員等					
計					

※必要に応じて、欄を追加する。

②小分認証施設整備(機械施設利用計画(導入施設・機械の規模等))

No	施設及び機械の名称	仕様・型式・規格等	台数・施設数	事業費(円)	目的及び対象品目	整備時期	目標年における利用状況(期間、日数)	備考
1								
2								
3								
計								

注1: 事業費の欄には、本事業で対象とする補助対象経費及び補助対象経費に該当しないものがある場合には、それも含めた総額を記載する。

2: 目標年は事業実施年から数えて5年目とする。

3: 備考欄には、必要に応じて事業費の主たる内訳、単価等を記載する。

4: 必要に応じて、欄を追加する。

③取扱計画(参考様式)

品目	時期別取扱計画												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	

凡例 : 取扱 / / / / /

注1:別添可

第4 事業計画総括表

1 事業の着手・完了年月日(予定)

着手年月日(予定) 年 月 日

完了年月日(予定) 年 月 日

2 事業総括表(年度)

事業実施計画表

区分	事業費(円)	補助対象経費 (円)	負担区分(円)			補助率	備考
			補助金	自己負担	その他		
(1)有機JAS認証等拡大推進事業 有機JAS小分認証取得							
①小分認証						定額	
②小分認証施設整備						1/2以内 ≤200万円	
合計							

※備考の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかではない場合には「含税額」とそれぞれ、記載するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄に(「除税額〇〇〇円」)を記入すること。

第5 添付資料

<申請時>

- 1 事業実施主体の組織及び運営についての規約(定款)等写し、直近の収支決算書等、会社概要が分かる資料。
- 2 認証費用の根拠となる資料の写し。
- 3 その他、知事が必要と認める資料

<実績報告時>

- 1 対象費用の領収書等費用が分かる資料の写し、認定機関への認証申請書類一式の写し、認証証の写し。
- 2 その他、知事が必要と認める資料。

様式3（実施要領第5関係）

番 号
年 月 日

福島県〇〇農林事務所長
(福島県農林水産部長)

事業実施主体 住所又は所在地
名称及び代表者名

環境にやさしい農業拡大推進事業
実施計画変更・中止又は廃止承認申請書

年 月 日付け 第 号で承認された事業実施計画について、下記
により変更・中止又は廃止承認申請します。

記

- 1 事業実施計画書 様式2のとおり
- 2 本件責任者及び担当者
責任者氏名
担当者氏名
連絡先

(注) 関係書類として、事業実施計画書の変更か所を容易に比較できるよう、変
更前を () 書きとし二段書きとする。

様式4（実施要領第7関係）

番 号
年 月 日

福島県〇〇農林事務所長
（福島県農林水産部長）

事業実施主体 住所又は所在地
名称及び代表者名

環境にやさしい農業拡大推進事業

実施状況報告書

環境にやさしい農業拡大推進事業実施要領第7に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 実施状況報告書 様式2のとおり
- 2 本件責任者及び担当者
責任者氏名
担当者氏名
連絡先

（注）関係書類として、事業実施状況報告書及び当該様式で指定された添付資料等を添付する。